

主 文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要

再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は、○年○月○日付けで本件処分を取り消す旨の決定をした。請求人は、更にこの決定を不服として、同年○月○日、本件処分の取消しを求めて本件再審査請求に及んだものである。

第2 請求人の主張の要旨

原処分では、うつ病の発病時期が○年○月○日とされているが、同年○月○日が正しいと考えることから、再審査請求する。

第3 理 由

- 1 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第50条において準用する同法第10条において、再審査請求が不適法なものであってその欠陥が補正することができないものであるときは、裁決をもってこれを却下しなければならないこととされている。また、労災保険法第38条第1項においては、審査官の決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができると定められているところ、再審査請求ができる場合とは、取消しによって請求人が救済されるべき法的利益がある場合にのみ認められるものと解することが相当である。
- 2 本件についてこれをみるに、本件再審査請求は、審査官によって既に取り消された本件処分の取消しを求めるものであって、審判の対象に欠け、救済されるべき法的利益のない不適法なものであるべきであり、その欠陥を補正することができないことは明らかであることから、労審法第50条において準用する同法第1

0 条の規定により却下することとして、主文のとおり裁決する。